第２９号の３様式（第３９条第２項関係)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　換価猶予期間延長不許可通知書 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年　　月　　日  　（滞納者）　様  小野町長　　氏　　　名　印  　　　　　年　　月　　日付けで換価の猶予期間の延長の申請のあったあなたの町税に係る徴収金については、下記により許可できませんので、地方税法第15条の６の２第３項の規定により通知します。  　なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  (1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。  (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  (3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差押財産の名称、数量、性質及び所在 | | | | |  | | | | | | | | | | 差押年月日 |
| 年　　月　　日 |
| 滞納金額 | 整理番号 | | 年度 | 期別 | | 税目 | 納期限 | 税額 | 延滞金 | 加算金 | 滞納処分費 | 計 | 不　許　可　事　由 |  | |
|  | |  |  | |  |  | 円 | 地方税  法によ  る金額 | 円 | 円 |  |
|  | |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |
|  | |  |  | |  |  |  |  |  |  |  |
| 返却  書類 | |  | | | | | | | | | | | | | |